

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ボリビア国河川水運分野体制強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称 : ボリビア国河川水運分野体制強化プロジェクト

調達管理番号 : 25a00536

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年11月12日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ボリビア国河川水運分野体制強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年1月 ～ 2029年2月
(なお、R/D 上の実施期間は 36 ヶ月であるが、履行期間は 37 ヶ月としている)

以下の契約履行期間に分けて契約を締結することを想定しています。

第 1 期：2026 年 1 月 ～ 2027 年 1 月

第 2 期：2027 年 2 月 ～ 2029 年 2 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約の第２期については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

（第２期）

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

（６）部分払の設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

（第１期）

- １）2026年度（2026年12月頃）

（第２期）

- ２）2027年度（2027年12月頃）
- ３）2028年度（2028年12月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年11月18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年11月18日 12時まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3	質問への回答	2025年11月21日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年12月 5日 12時まで
5	プレゼンテーション	2025年12月10日10時～（予定）
6	評価結果の通知日	2025年12月16日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

「ボリビア国河川水運分野体制強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00565）の受注者（株式会社サクセス・プロジェクト・マネジメント・オフィス）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/7b1wZkPE6E>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位

になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律２点の加点（若手育成加点）を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９． フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	現時点で必要と考えられる各省間調整／官民連携プラットフォーム（仮称）、MOPSV/UTHの具体的所掌業務及び関係者構造の認識とそれに基づくプロジェクト運営方針	第3条2.（2）
2	タメンゴ運河の浚渫に係る課題への対応方針	第3条2.（3）

3	税関を含む現地傭人を配置すべき専門分野とその要員計画	第3条2. (9)
---	----------------------------	-----------

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年1～2月
- ・ R/D署名：2025年2月27日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの実施方針

本プロジェクトは、ボリビアにおいて、公共事業・サービス・住宅省（MOPSV）を中心とした河川水運の開発及び管理にかかる調整機能確立することにより、同省の能力強化、パラグアイ・パラナ水路（以下「HPP」という）の利用促進を図り、もって同国の河川水運の発展及び、国際貿易の活性化に寄与することを目的としている。

イチロ・マモレ水路は活動 1-4 において「HPP 及びイチロ・マモレ川水路の現状及び課題を整理する。」と記載されている。しかし、後述のとおり本プロジェクトの対象はHPPのみとしているため、イチロ・マモレ水路に関する現状・課題整理は既存資料による机上調査程度とし、要員配置は最小限に留めること。また、HPP に直接面するブッシュ港については活動 4-5 において「ブッシュ港開発に係る既存の開発シナリオに対し、技術的評価を行う。」と記載されているが、タメンゴ運河の範囲外であることから、案件開始当初はタメンゴ運河促進の観点から関連情報を収集するに留める。また、ブッシュ港は港湾の背後開発なども含めて、その本格的な発展に向けては一大国家事業としての開発が求められており、技術協力プロジェクトの一つの成果の中の一つの活動でカバーできる範囲を大幅に超えている。このため、案件実施を通じて、「活動 4-5」に関連するプロジェクトによる介入の必要性を検討し、ボリビア側および JICA との協議を通じて、プロジェクトによる投入の有無、活動を行うと決定した場合はその濃淡を決定することとする。

以上のとおり、ボリビアの河川水運を担う主要な国際水路として「イチロ・マモレ水路」と「パラグアイ・パラナ水路（HPP）」の2つが存在するが、プロジェクトの全体目標が他国との貿易促進に資するものであることを踏まえ、本プロジェクトにおける対象水路はHPPとすることをR/Dにて合意済みである。

同国の国際貿易の活性化に向けた取り組みを推進できる体制の構築と能力強化においては、日本およびパラグアイーパラナ川水路政府間委員会（Comité Intergubernamental de la Hidrovía, 以下 CIH とする）に参加している HPP 流域の他国が有する河川管理・港湾管理・水運物流に関する技術・知見を活用し、プロジェクト終了後に、調整機能を担う実施機関を中心とした組織・企業等が自立的に同国の河川水運を活用した開発や管理にかかる業務を実行できるよう、留意する。

また、各成果（特に成果3）を達成するためには、多様なステークホルダーとの調整・連携が不可欠である。本プロジェクトでは、関係機関や民間企業など、様々な組織のキーパーソンと協力しながら、プロジェクト目標の達成に向けたロードマップ、フローチャート、関係者マップ（ステークホルダーマップ）の策定が望ましい。

したがって、国防省、地方自治体、民間企業、ブラジルなどの関係機関・関係国を含めた調整・連携の方針を踏まえ、プロジェクト目標の達成に向けた具体的なロードマップ、フローチャート、関係者マップ（ステークホルダーマップ）を整理した上で業務を開始すること。

（２）各省間調整／官民連携プラットフォーム（仮称）の設置²

成果2「HPPの利用促進のための水路及び港湾の適切な開発及び管理、維持のための体制が整備される」の達成に資する活動として、各省間調整／官民連携プラットフォーム（仮称）の設置を行う。

HPPの利用促進に向けては、行政機関のみならず、民間企業を含む多様なステークホルダーが連携し、政府の施策と民間企業の経営方針や事業展開を調和させることで、運用面での体制能力を確立することが不可欠である。特に、HPP利用促進に係る国際協定、国内外（ボリビアおよび隣国等）の法制度、基準等の整理・分析を通じて、関係機関間の役割分担や課題を明確化し、課題を整理し、その上で、各ステークホルダーの役割を明確にする必要がある。

そのため、本プラットフォームは、HPPに関連する水路及び港湾の開発・管理のあり方、仕組みについて、同国内で官民双方の視点から議論を行う場とする。本プラットフォームの運営を通じ、HPPの持続的な利用促進に資する制度的基盤の整備を図る。

本プラットフォームには、以下の関係機関の参加を予定している（詳細はR/D参照）。

- ・ ボリビア側： MOPSV、パラグアイーパラナ川水路政府間委員会（CIH）のメ

² 本プロジェクトでは、関係機関との密な調整や援助協調が非常に重要である。特に、ボリビア特有の関係者構造を踏まえてプロジェクトを運営することが求められる。このため、プロポーザルでは、現時点で必要と考えられる各省間調整／官民連携プラットフォーム（仮称）の構成や活動内容、MOPSV/UTHの具体的所掌業務に加え、関係者構造の認識とそれに基づくプロジェクト運営方針についても提案すること。

ンバー、地方自治体（プエルト・スアレス市、プエルト・キハロ市）、民間企業（サンタクルスを拠点に活動する経済団体、ターミナルオペレーター）等

- 日本側：JICA 専門家チーム（本契約の業務従事者）、JICA ボリビア事務所（オブザーバー）

なお、プラットフォームの運営にあたっては、既存の調整メカニズムや関係機関の運営体制を踏まえつつ、持続的な航路維持管理のために民間参画の可能性も視野に入れた官民の役割について柔軟な議論が求められる。そのため、成果1「ボリビア国の河川水運・港湾の現状及び課題が把握・整理される」に該当する情報収集・分析活動を通じ、プラットフォームが機動的に機能することを目指して、参加候補団体の選定、各参加者の参加形態（常任委員、オブザーバー）を提案し、ボリビア側関係機関およびJICAから合意を得ることとする。特に、税関はタメンゴ運河の運営効率化にあたって重要なアクターであるが、詳細計画策定調査などの事前調査では税関の役割等に関して聞き取りおよび分析が実施されていない。このため、このプラットフォームにおいて税関に関する分析および参加形態の検討を実施することとする。その他、鉱物及び金属の流通に関する登録・管理に関する国家機関であるSENARECOM（Servicio Nacional de Registro y Control de la Comercialización de Minerales y Metales）なども関係機関であることから、詳細計画策定調査結果などを踏まえつつ、詳細計画策定調査時に協議した関係者、上記に挙げた2機関及びそれ以外の関係を有すると思われる機関について再度の関係者分析を行ったうえでプラットフォーム参加者を決定する。

また、プロジェクトの進捗に応じて、民間企業の参画を促進し、実効性の高い官民連携体制の構築を目指す。

（３）浚渫に係る課題への対応方針³

タメンゴ運河は、ボリビア環境・水省の関連団体によりボリビア環境基本法に基づき設定されているオトキス国立公園の内部及び外部のバッファゾーンに位置する。タメンゴ運河における維持浚渫・清掃計画の立案にあたっては、オトキス国立公園の範囲外に位置する港のみを対象とするなど、受注者は先方当局と十分調整し、発注者に報告する。

また、特にタメンゴ運河における維持浚渫に関しては、機材の老朽化や不足等がHPPの安定的な運用を妨げる課題であることが、詳細計画策定調査時に指摘されている。現時点では、浚渫船は国防省が保有しており、他組織による保有・運用には

³ 浚渫に係る課題への対応方針の提案にあたっては、行政機関および民間事業者との役割分担や責任範囲の整理に関する方針も併せて示すこと。特に、制度的な制約や既存の運用体制を踏まえた上で、関係機関との調整・合意形成の進め方についてもプロポーザルで提案すること。

制度的な調整が必要となる。そのため、浚渫に関連する活動を通じて、浚渫船の老朽化や維持管理体制に関する課題が確認された場合には、受注者は発注者に対して適時報告を行う。

（４）国防省との緊密な連携

国防省（MDEF）は、港湾施設の管理、測量、浚渫、清掃等の現場作業を担っており、河川水運の運用において重要な役割を果たしている。本プロジェクトにおいても、国防省はプロジェクトの実効性を高める上で重要なパートナーであり、MOPSVの組織的能力強化を図りつつ、HPPの利用促進に向けた取り組みを加速させるためには同省との連携が不可欠である。特に、海軍施設（DN-5）には浚渫船「Pirai II」等の設備が整備されているが、現状では浚渫船の老朽化等の課題が存在しており、継続的な浚渫船の維持管理の必要性が指摘されている。こうした背景を踏まえ、受注者は本プロジェクトの円滑な進行に向けて、プロジェクト実施中に国防省との緊密な連携を図り、浚渫船の稼働状況や維持管理に関する課題等について、発注者に対して適時に相談・報告を行う。

（５）地方自治体および民間企業との調整・連携

サンタクルスを拠点に活動する複数の経済団体は、水運のビジネスポテンシャルを高く評価しており、これまで調査等の取り組みを進めてきた。水運インフラの開発・利用にあたっては、港湾機能の配置、水路ネットワーク、他交通モードとの分担等、政府の役割が極めて重要である一方、民間企業による積極的な利用があつてこそ、インフラ投資の効果が十分に発現されるものである。よって、MOPSVと民間企業との連携が重要であり、本プロジェクトにおいても連携の仕組みを構築する必要がある。また、HPPを利用した水運、港湾については、プエルト・スアレス市、プエルト・キハロ市も強い関心を有している。これらを踏まえ、各省間調整／官民連携プラットフォーム（仮称）にはこれらの組織の参加を想定しているが、受注者はプロジェクトを実施する中で、これらの組織の情報を整理し、同プラットフォームへの参画を推進するとともに、同プラットフォームに参加すべき組織が他にあれば、発注者に対して、必要に応じて適時に相談・報告を行う。

（６）ブラジルとの調整

ブラジル政府とボリビア政府は、タメンゴ運河の固有の問題に対処することを目的に2006年に二国間委員会（ボリビア・ブラジル共同委員会）を設立し、浚渫方法、浚渫泥の廃棄方法、公開の課題、環境課題について議論を重ねてきたが、2019年の開催を最後に数年間議論が中断していた。

他方、近年の干ばつの深刻な影響を受け、2025年7月に第6回二国間委員会が久しぶりに開催され、航行の安全向上に向けた具体的な行動（航行にリスクのある複数箇所の継続的な合同モニタリング等）に合意がなされている。

このように、タメンゴ運河の下流部のみならず、カセレス湖に流れ込む支流（Río Tuyuyu、トゥユユ川）を領域とするブラジルとの調整は不可欠であり、ボリビアによる対応について留意が必要である。過去には浚渫による地形変化が国境問題に発展した事例もあるため、外交的配慮を踏まえた対応が求められる。

また、ブラジル側にて過去にトゥユユ川を堰き止めていることがカセレス湖の水位低下の原因であるとの主張を行うボリビア側の関係者も確認されている。

こうした背景を踏まえ、受注者は本プロジェクトの円滑な進行およびプロジェクト目標の達成に向け、プロジェクト実施中にブラジル及び二国間委員会との連携を適切に図り、発注者に対して適時に相談・報告を行い、対応方針について協議の上で進めるものとする。

（７）ブッシュ港の開発

国際水路である HPP に直接面するブッシュ地域の港湾（群）は、現存する港湾も含め、ボリビアの貿易にとって今後も引き続き重要な位置づけを有することになるものと考えられる。Mutún 鉱山から採掘される鉄鉱石を出荷する港湾は既に稼働しているほか、経済公共財務省管轄下のボリビア港湾公社によって新たな港湾開発が進んでいる。将来的には同港の更なる拡張も計画されており、アクセス道路の問題はあるが、港湾政策の観点からは、ブッシュ港は、国際水路である HPP に直接面するボリビア唯一の公共港湾であること、前面に広い水域があること、更により下流に位置することなどから、ボリビアにとって望ましい場所に立地する港湾であり、外国貿易上、将来的に重要な機能を果たすものと考えられる。他方、ブッシュ港及び周辺は極めて重要な自然保護地区の中にあり、港湾の背後開発なども含めて、その開発動向に留意が必要である。また、「（１）プロジェクトの実施方針」に記載の通り、ブッシュ港はタメンゴ運河の範囲外であることから、案件開始当初はタメンゴ運河促進の観点から関連情報を収集するに留め、その後ボリビア側およびJICAとの協議を通じて、プロジェクトによる投入の有無、活動を行うと決定した場合はその濃淡を決定することとする。

（８）現地での活動拠点

プロジェクトは政府関係機関が集中するラパスを拠点として実施されるが、タメンゴ運河の利用に関わる関係機関や利用者が集中しているプエルト・キハロ市およびプエルト・スアレス市、また運河を利用する民間企業が集積するサンタクルス市内での現地作業は不可欠である。R/Dでは、ボリビア側はこの点を理解しており、

MOPSV/UTH職員がJICA専門家チームとともに現地で活動する予定である。また、プロジェクトチームのためのオフィス設置を含む効率的な実施体制の構築について、ボリビア側は支援を行うことを承諾している。なお、適切なオフィススペースの確保が困難な場合には、MOPSVがプラットフォームに参加する関係機関と調整し、確保に努める。

（９）現地傭人の活用⁴

本プロジェクトではラパスに位置する多数の政府系組織・軍・ブラジル大使館、サンタクルス市に位置する民間セクター関係者、および他国（CIHメンバー国）、加えてタメンゴ運河に関心を有するCAF（アンデス開発公社）・IDB（米州開発銀行）などの他の国際機関といった地理的に離れた多数の関係者を巻き込む必要がある。さらに、2025年11月に予定されている政権交代によるタメンゴ運河に係る政策の変更を見据えたうえで、新政権に対して必要に応じてタメンゴ運河および本プロジェクトについて意義を説明することも重要な活動になると想定される。

こうした状況下で、本プロジェクトの成果達成に向けては、シャトル型のJICA専門家チーム（本契約の業務従事者）の技術指導に加えて、現地傭人を積極的に活用することが有効と考えられる。JICA専門家チームがボリビア不在の期間中も案件を機動的に実施し続けるためには、現地のキーパーソンを掌握して組織間連携を進めると同時に、税関に代表される専門分野についても対応ができる現地傭人を複数人、長期的に活用できる体制を構築することが望ましい。

（１０）本プロジェクトの業務主任者に求める要件

上記の（９）で記載した通り、本プロジェクトでは組織間連携・援助協調が必須であり、かつ現地傭人の複数名傭上を想定していることから、多様な機関のキーパーソンを把握し、かつ多様で行動場所が異なるプロジェクトチームのメンバーを一つの方向性の下に統率できる能力が求められる。こうした観点から、業務主任者には強いリーダーシップやマネジメント能力が求められる。

（１１）プロジェクト開始からの流れ

（別紙）案件概要表などでは、浚渫を念頭に置いた土木系の調査事項に重きがおかれているが、詳細計画策定調査から年数が経過していること、環境面の懸念から

⁴ 現地のキーパーソンを把握し、組織間の連携を推進できる「現地傭人」および、税関など専門分野に対応可能な「現地傭人」については、本業務の契約交渉時にコンサルタントの提案も確認した上で、発注者から候補者情報を提供することを想定している。ただし、人選、各傭人との契約は受注者の責任において行うものとする。なお、現地のキーパーソンを把握し、組織間の連携を推進できる「現地傭人」については、プロジェクト期間を通じて常駐することを想定している。一方、税関など専門分野に対応可能な「現地傭人」については、プロポーザルにおいて要員計画を提案すること。

浚渫によるカセレス湖の水位低下を懸念する地方自治体（プエルト・スアレス市）などの意向や、新政権のタメンゴ運河に係る政策が現時点で不明なことから、案件開始時には成果1に紐づくベースライン調査を詳細に実施し、その結果を踏まえてロジスティクスオペレーション改善・港湾行政・浚渫など各活動の濃淡を協議し決定するというステップを経ることが望ましい。ついては、ベースライン調査段階が極めて重要な投入要素となることから、その点を踏まえて成果1を担当する業務従事者の人員配置を検討すること。

また、本プロジェクトに内包される本邦研修・第3国研修についても目的・内容・人数ともに詳細未決定のため、研修内容もベースライン調査に基づいて策定することとする。

（１２）水上輸送に関する法令・規則・文書の体系的整理

ボリビアには水上輸送に関する多数の法令・規則が存在しており、その他の行政文書も含めて体系的に整理することが重要である。一方、タメンゴ運河の港湾・航路には運営管理上の課題が山積しており、例えば、運河の浚渫や適切な維持管理・清掃の不足などが挙げられる。こうした状況の背景には、河川物流の所掌が複数の組織にまたがっていることに加え、組織間の連携・調整が不十分であるという構造的な課題がある。そのため、活動1-3の関係行政機関の所掌業務を把握・整理では、受注者は本プロジェクトの初期段階において関係機関へのヒアリングも行いながら、これらの法令・文書の整理及び実態の把握を行う。

（１３）業務の期分け

本業務は、まず成果1に紐づくベースライン調査を詳細に実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて成果2～4の活動内容及び計画を検討することを想定している。そのため、業務期間は以下の2つに分割して契約することを想定している。

- 第1期：2026年1月～2027年1月（12ヵ月）
- 第2期：2027年2月～2029年2月（25ヵ月）

第1期は成果1の活動およびその結果を踏まえた、成果2、3、4の活動内容及び計画の検討を実施することとする。第2期は成果2、3、4に係る活動を実施することとする。なお、成果1の活動が計画よりも早く進捗した場合、成果2～4の活動を第1期の期間中に開始することも可能である。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：ボリビア国の貿易及び物流の現状及び課題を把握する。

活動1-2：河川水運を利用する貨物、産業、企業等を把握するとともに、河川水運の将来動向を分析する。

活動1-3：河川水運セクターにおける関連法令・制度、関係行政機関の所掌業務を把握・整理する。

活動1-4：HPP及びイチロ・マモレ川水路の現状及び課題を整理する。

活動1-5：河川水運・港湾開発に係る既往の開発計画を整理・分析する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：HPP利用促進にかかる国際協定、法制度、基準等を収集し、整理する。

活動2-2：HPPの利用促進に係る行政機関及び民間企業の相互の関係性を整理し、課題を抽出するとともに、各ステークホルダーの役割分担を明確にする。

活動2-3：HPPの利用促進のための水路及び港湾の適切な開発及び管理のあり方、仕組みを検討する。

活動2-4：HPPの利用促進にかかる官民組織間の連絡・調整のためのプラットフォームを立ち上げ、必要な調整・連携を図る仕組みを整える。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：活動3-1：MOPSV/UTHの具体的所掌業務（調整業務、マスタープラン策定、統計管理等）を検討し、必要となる法令案、人員体制案を作成する。

活動3-2：HPPの利用促進に係るMOPSV/UTHの短期及び中長期の行動計画を立案する。

活動3-3：HPPの利用促進にあたり、MOPSV/UTHに求められる技術的知見を蓄積する。

④ 成果4に関わる活動

活動4-1：タメンゴ運河及びHPPの将来需要を想定する。

活動4-2：タメンゴ運河の水深及び土質等についての情報を収集、もしくは測量によって把握する。

活動4-3：タメンゴ運河の埋没・河床変動、及び周辺の自然環境・生態系について、活動4-2で得られた情報、既往のデータ、文献やインタビュー等により調査する。

活動4-4：オトキス国立公園の範囲外に位置するアギーレ港周囲から、グラベタル港周囲までの維持浚渫・清掃計画を立案する。

活動4-5：ブッシュ港開発に係る既存の開発シナリオに対し、技術的評価を行う。

活動4-6：活動4-4及び4-5に伴う環境社会配慮について検討する。

活動4-7：活動4-1～4-6を踏まえ、HPPの利用促進にかかる基本方針（案）及び戦略（案）を作成し、各省間調整／官民連携プラットフォームでの議論・フィードバックを通じて、最終化する。

活動4-8：活動4-7の基本方針及び戦略を実施に移していくために必要な関係機関の責務と行動、予算措置等について検討し、とりまとめる。

（2）本邦研修・招へい、第三国研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修および第三国研修は各1回ずつ実施することを想定している。また、これらの研修の実施にあたっては、プロジェクト目標の達成に資するよう、ボリビア国関係者とも協議し、決定する予定である。

このうち、本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

☒ 各研修の想定規模は以下のとおり。

本邦研修・招へい

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	1回
対象者	本プロジェクトの関係者（ボリビア国関係者）
参加者数	約5名 ※人数についても仮置きのため、プロジェクト開始後に受注者が成果1の活動結果を踏まえて、研修内容やその目的に応じた対象組織および人数を発注者に提案し、その提案

	内容に基づいて、双方で協議のうえ合意する予定。
研修日数	約14日（移動日を含む） ※移動日（日本-ボリビア）を含まない場合、約10日を想定。

第三国研修

目的	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	1回
対象者	本プロジェクトの関係者（ボリビア国関係者）
参加者数	約5名 ※人数についても仮置きのため、プロジェクト開始後に受注者が成果1の活動結果を踏まえて、研修内容やその目的に応じた対象組織および人数を発注者に提案し、その提案内容に基づいて、双方で協議のうえ合意する予定。
開催期間	約7日（移動日を含む）
実施場所	プロジェクト実施中に検討予定。
実施形態	対面

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスタ

ーデータに関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、実施機関の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。
- 第3条2. (11) も参照のこと。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、MOPSV/UTH を対象とし、河川水運の開発及び管理に係る能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って実施する。なお、ボリビア側と確認した TOR は以下の通り。
 - ・ 既存の開発計画、開発プロジェクト、調査、政府および民間投資のレビュー。
 - ・ 開発への制約、開発を促進する要因を特定するための分析。
 - ・ 「タメンゴ運河の維持浚渫および清掃計画」の策定に際し、その代替案の検討。および、「ブッシュ港開発の開発シナリオ」を策定する場合、その代

替案の分析。

- 策定された政策および計画の内容の検討。
- スコーピング（環境社会影響に関する極めて重要な項目とその評価方法を明確にする）； 対象サイトの現在の環境・社会状況（土地利用、自然環境、先住民とそのコミュニティの文化・生活様式、地域経済・社会文化環境等）の確認。
- 環境社会配慮に関するボリビアの法的枠組みと制度の確認、およびボリビアでの関連調査実績の確認。
 - (a) 環境社会配慮に関する法律、規制、基準（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開など）
 - (b) ボリビアで実施された関連する研究報告、およびその他の関連情報。
 - (c) 「環境社会配慮に関する JICA ガイドライン (2010 年 4 月)」とボリビアの環境社会配慮に関する法的枠組みとの間のギャップとの乖離。
 - (d) 実施を担当する関連機関および機関の概要。
- 河川輸送部門における将来の環境の予測。
- 上述において、「タメンゴ運河の維持浚渫および清掃計画」に関連する可能性のある影響の評価、および「プロジェクトなし」オプションを含む代替案の比較分析。また、「ブッシュ港開発の開発シナリオ」を策定する場合も同様。
- 「タメンゴ運河の維持浚渫および清掃計画」に関連する環境および社会的影響を回避、最小化および補償するための措置を検討し、港湾開発に関する環境保護の基本方針に反映する。「ブッシュ港開発の開発シナリオ」を策定する場合も同様。
- 環境保全のためのモニタリング方法（モニタリング項目、頻度、方法）の検討。
- TOR 草案の公開後、利害関係者の分析に基づいて、利害関係者との協議を行うことが推奨され、協議の結果は事業計画に反映される。
- 環境社会配慮に係る調査項目および調査手法については、既往資料の収集による実施を想定するが、本プロジェクトにおいて適時確認しながら進める。
- 環境社会配慮の活動項目は活動 4-6 が該当する。なお、詳細は案件概要表を参照。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002_hdtvc-att/guidance_02_transport.pdf

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	契約締結後1か月以内	西語	電子データ	1部
モニタリングシート	6カ月に1回	西語	電子データ	1部
業務進捗報告書	業務開始から約18か月後	日本語 西語	電子データ	各 1 部
事業完了報告書 (案)	契約履行期限3か月前	日本語 西語	電子データ	各 1 部
事業完了報告書（最終版）	契約履行期限末日	日本語	製本	各5部
		西語	CD-R	各5部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務進捗報告書

受注者は履行期間の中間時点で、事業の進捗状況や成果の達成状況を確認し、今後の進め方についての検討の参考資料として、以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② これまでの活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ これまでのプロジェクト実施運営上の課題・工夫（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 今後の活動計画（当初計画から変更すべき点に関する提言含む）
- ⑥ その他必要事項

（５）事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）MOPSV および UTH の行動計画（活動 3-1 から活動 3-3 の内容）
- （２）HPP 利用促進のための基本方針案および戦略案（活動 4-1 から活動 4-8 の内容）

３．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- （１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- （２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- （３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
- （４）活動に関する写真

※月報の提出にあたり、受注者は発注者に対して、月報報告会（オンライン又は対面）を実施する。日程調整および報告会の資料作成（月報）は受注者が行

う。なお、月報報告会を実施しない場合、受注者は発注者と相談する。

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名

国名： ボリビア多民族国（ボリビア）

案件名： 和名 河川水運分野体制強化プロジェクト

英名 Project for Institutional Strengthening in the River Transport

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における河川水運セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

内陸国であるボリビア多民族国（以下「ボリビア」という）では河川は重要な輸送経路であり、2024年の河川港経由での取扱貨物量は輸出では全体の3.66%、輸入では0.76%を占めている（ボリビア対外貿易研究所、2025年）。ボリビアの河川水運はアマゾン川水系であるイチロ・マモレ水路を用いるものとラプラタ川水系であるパラグアイ・パラナ水路（以下「HPP」という）を用いるものに大別される。イチロ・マモレ川水路は下流側のブラジル領内にダムが建設されているため、外洋と接続されておらず、利用形態も内貿貨物輸送に限られる（2021年は0.47万トン（実績）、2022年は0.55万トン（予想値））（公共事業・サービス・住宅省、2022年）。他方、HPPはボリビアが有する外洋（大西洋）へ接続可能な唯一の水路であり、同国において重要な水路となっている。HPPは主に外貿貨物輸送に用いられており、2019年にHPPを利用したボリビアの取扱貨物量は212万トン⁶（輸出：138万トン、輸入：74万トン）を記録した。取扱貨物のうち、ボリビア東部のサンタクルス県で生産された大豆製品約96万トン（2019年）が当該水路経由でコロンビアなど南米の国々へ輸出される⁷等、大豆製品の輸出における水運利用は約3割を占める（2019～2021年の合計輸送量）。また、世界最大級の鉱床として知られるムトゥン鉱山（推定では、約400億トンの鉄鉱石と1,000万トンのマンガンが埋蔵）で産出される鉄鉱石やコチャバンバ県で産出される尿素の輸出にも活用されている。輸入においては、化石燃料（ガソリンや軽油等）、風力発電部材、建機・工作機械等が取扱われている。

HPPは主にブラジル領内を流れるため、ボリビア側からアクセス可能な地点はブラジル国境沿いに位置するタメンゴ運河（約12km）沿岸の3つの民間港（上流からジェニファー港、アギーレ港、グラベタル港）及び同運河から南に約120km離れた公共港湾のブッシュ港に限られる。ただし、ブッシュ港は背後地とのアクセス道路が十分整備されておらず、その周辺は極めて重要な自然保護地区の中にあることから、理想的な立地条件下にあるにもかかわらず、十分には活用されていない。そのため、HPP利用貨物の大部分がタメンゴ運河に集中しており、タメンゴ運河はボリビアの河川水運に欠かせない存在となっている。

一方、タメンゴ運河の港湾・航路には運営管理上の課題が山積している。例えば、運河の浚渫や適切な維持管理清掃が行われていないことに加え、季節によって水位が変化することで船舶の航行が困難になる時期が発生する等の影響が生じている。特に

⁶ その後のHPPを利用したボリビアの取扱貨物量（輸出及び輸入）は、2020年に88万トン、2021年に95万トン、2022年に170万トン、と推移。2020年及び2021年の取扱量減少にはコロナ禍やタメンゴ運河の水位低下等が大きく影響している。

⁷ ただし、コロナ禍やタメンゴ運河の水位低下等の影響により、2020年は59万トン、2021年は52万トンに留まった。ボリビア国全体における大豆および大豆派生製品の輸出は、2022年に22億円ドル超で過去最高を記録したものの、2024年は干ばつの影響で約10億円ドル超に留まった。

2019年から2020年にかけての夏季の水位は過去50年で最も浅く、喫水を確保するために貨物を分割して運ぶ必要が生じたことから、輸送に要する時間及びコストが増加した。直近では、2023年から2024年にかけて、南米の大部分の地域で発生した干ばつがHPPの河川交通に深刻な影響を及ぼし、水位低下により、HPPを経由するボリビアの輸出量は約61%減少し、輸入量は約78%減少したとされている。この結果、干ばつの影響により、HPPを経由する貨物の取扱量がボリビア全体の貨物取扱量に占める割合は従来よりも大幅に減少した。こうした状況を受け、2025年7月にはボリビア政府とブラジル政府がタメンゴ運河に関する第6回合同委員会を開催し、航行の安全向上に向けた具体的な行動（航行にリスクのある複数箇所の継続的な合同モニタリング）に合意した⁸。その他にも、ボリビアでは河川物流の所掌が複数の組織に跨っており、組織間での連携・調整が不十分であることが指摘されている。

南米諸国連合を形成する南米12カ国の参加を得て開始され、ラテンアメリカ・カリブ海開発銀行(CAF)、米州開発銀行(IDB)、ラプラタ川流域金融開発基金(FONPLATA)によって支援されている南米地域インフラ統合イニシアティブ(IIRSA)の「南米地域統合と運輸分野での社会経済開発のため事業実施計画案」は、HPP整備を主要な課題として掲げている。その中にはタメンゴ運河環境整備計画も具体的に実施すべき事項として含まれており、南米地域の国際的な枠組みにおいても、上記の課題を解決する必要性が認識されている。ボリビア政府も「経済社会開発計画」(2021-2025年)において、大西洋へのアクセスを効果的に実現するHPPの推進は、国内各地域及び近隣諸国への戦略的輸送手段としての河川輸送強化に資するとしている。他方で、河川輸送はボリビアにとって特に車両に代わる重要な輸送手段(2024年における輸送モードの内訳：車両43.6%、鉄道8.99%、空路0.28%、水運3.66%)であるものの、生産活動、貿易、人流等の発展を支える戦略的輸送手段としての地位を確立するためには、取り組むべき課題が残されているともされている。

このような状況下、公共事業・サービス・住宅省(以下「MOPSV」という)が主導し、省庁間で連携して河川港に係る開発枠組みを形成することを目的として、2021年にボリビア政府から日本政府へが要請された。本事業は、MOPSVの調整機能及び組織能力を強化することにより、河川水運を利用した物流の円滑化やタメンゴ運河が抱える課題の解決等を通じたHPPの利用促進を実現し、もってボリビアの持続的な経済成長に資するものとして、実施の意義は高い。

(2) ボリビア地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ボリビア多民族国国別開発協力方針(2018年1月)では、経済基盤の整備及び生産分野の多様化が重点分野として掲げられ、農業を含む生産基盤の整備及び分野の多様化に向けた協力を実施することとしている。は東部サンタクルス県の農産品の他、周辺県で産出される鉱物資源、その他生産活動に必要な物資の流通および輸出入の基盤の強化に寄与するものであり、我が国の援助方針と合致する。

JICA国別分析ペーパー(2024年3月)では、重点分野「包摂的な社会経済開発」において、農村部の主要産業である農業、観光業等に焦点を当てた関連インフラの整備などの取組みを掲げている。は同国で生産される大豆製品等の重要な輸出経路である河川水運の体制強化に資するものであり、この方針に合致する。

また、グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)「運輸交通」において、「グロ

⁸ HPPにおける航行の妨げとなる物理的障害を克服するための具体的な行動を取ることに合意した。

ーバルネットワークの構築」が重点的な取組方針の一つに位置付けられている。本案件は、HPPを活用した国際物流円滑化に資するものであり、この方針に合致する。

さらに、本事業は持続可能な開発目標（以下「SDGs」という）ゴール9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献する。

- （３）他の援助機関の対応
特になし。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、ボリビアにおいて、公共事業・サービス・住宅省（MOPSV）を中心とした河川水運の開発及び管理にかかる調整機能確立することにより、同省の能力強化、パラグアイ・パラナ川水路（HPP）の利用促進を図り、もって同国の河川水運の発展及び、国際貿易の活性化に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

ラパス県ラパス市、サンタクルス県サンタクルス市、サンタクルス県プエルトスアレシ市、サンタクルス県プエルトキハロ市

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者（実施機関）： 公共事業・サービス・住宅省陸上河川湖沼運輸総局水運技術ユニット（以下「MOPSV/UTH」という）

間接受益者（関係機関）： HPP国内委員会メンバー、HPP利用企業

（４） 事業実施期間

2026年2月～2029年2月を予定（計36カ月）

（５） 事業実施体制

1) 実施機関

(a) プロジェクトディレクター

MOPSV運輸担当副大臣、プロジェクト実施にかかる全ての管理責任を有する。

(b) プロジェクトマネジャー

MOPSV/UTH長、プロジェクトの管理と技術的事項にかかる責任を有する。

2) JICA専門家

JICA専門家は、プロジェクト実施に必要な技術指導、助言および提言を行う。

3) 合同調整委員会（JCC）構成

(a) プロジェクトチーム

- プロジェクトディレクター：MOPSV運輸担当副大臣
- プロジェクトマネジャー：MOPSV/UTH長
- 実施機関
- JICA 専門家

(b) その他、ボリビア側主要メンバー

- 外務省
- 経済公共財務省
- 環境・水省
- (c) その他、日本側メンバー
 - JICAボリビア事務所
 - JICA本部
 - 在ボリビア日本国大使館（オブザーバー参加）

（６） 投入（インプット）

１） 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 40.7M/M）
 - （ア） 業務主任／組織開発
 - （イ） 港湾行政／港湾管理
 - （ウ） 物流／水運／航路計画
 - （エ） インフラ施設計画
 - （オ） 河床埋没／水文／自然条件
 - （カ） 自然環境／環境社会配慮
 - （キ） 行政・組織開発補助・研修計画
 - ② 研修員受け入れ：
 - 本邦研修（プロジェクト期間中2回）または
 - 本邦研修（プロジェクト期間中1回）、第三国研修（プロジェクト期間中1回）
 - ③ 機材供与：特になし。
- ### ２） ボリビア国側
- ① カウンターパートの配置
 - ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（７） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

- １） 我が国の援助活動
 - 特になし。
- ２） 他の開発協力機関等の援助活動
 - 特になし。

（８） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１） 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類（B）
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性、及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本事業段階で確認。
- ④ 汚染対策：本事業段階で確認。
- ⑤ 自然環境面：タメンゴ運河は、ボリビア環境・水省の関連団体により、ボリビ

ア環境基本法に基づき設定されているオトキス国立公園の内部及び外部のバッファゾーンに位置する。タメンゴ運河における維持浚渫・清掃計画の立案に当たっては、オトキス国立公園の範囲外に位置する港のみを対象とするなど、先方当局と十分調整することとする。

- ⑥ 社会環境面：本事業は用地取得および住民移転を伴わない。
- ⑦ その他・モニタリング：本事業段階で確認。

2) 横断的事項：

気候変動対策：国土交通省が公表している単位輸送量当たりの二酸化炭素排出量は営業用貨物車では216g-CO₂/トンkm、船舶では43g-CO₂/トンkmで、船舶は営業用貨物車の約5分の1となっている。本事業を通じて将来的に河川水運へのモーダルシフトが促進されることは気候変動対策（緩和）に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」「ジェンダー対象外」
＜活動内容／分類理由＞

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組を設定するに至らなかったため。

- (9) その他特記事項
特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

ボリビア国の河川水運が発展し、国際貿易が活性化する。

指標及び目標値：

指標1：河川水運ネットワークの輸送効率が向上する。

指標2：河川水運を利用する貨物量が増加する。

(2) プロジェクト目標：

河川水運の開発及び管理にかかるMOPSVの能力が強化され、HPPの利用促進に向けた取り組みが加速する。

指標及び目標値：

指標1：MOPSV/UTHの所掌業務が整理され、明確になり、実行されている。

指標2：HPPの利用促進に係る基本方針及び戦略が策定されている。

(3) 成果

成果1：ボリビア国の河川水運・港湾の現状及び課題が把握・整理される。

成果2：HPPの利用促進のための水路及び港湾の適切な開発及び管理、維持のための体制が整備される。

成果3：HPPの利用促進にかかるMOPSV/UTHの調整機能、水路・港湾の開発や管理に係る技術的能力が強化される。

成果4：HPPの利用促進のための基本方針及び戦略が関係者の合意を得て策定さ

れ、実行に移される準備が整う。

(4) 主な活動

【成果1】ボリビア国の河川水運・港湾の現状及び課題が把握・整理される。

活動1-1：ボリビア国の貿易及び物流の現状及び課題を把握する。

活動1-2：河川水運を利用する貨物、産業、企業等を把握するとともに、河川水運の将来動向を分析する。

活動1-3：河川水運セクターにおける関連法令・制度、関係行政機関の所掌業務を把握・整理する。

活動1-4：HPP及びイチロ・マモレ川水路の現状及び課題を整理する。

活動1-5：河川水運・港湾開発に係る既往の開発計画を整理・分析する。

【成果2】HPPの利用促進のための水路及び港湾の適切な開発及び管理、維持のための体制が整備される。

活動2-1：HPP利用促進にかかる国際協定、法制度、基準等を収集し、整理する。

活動2-2：HPPの利用促進に係る行政機関及び民間企業の相互の関係性を整理し、課題を抽出するとともに、各ステークホルダーの役割分担を明確にする。

活動2-3：HPPの利用促進のための水路及び港湾の適切な開発及び管理のあり方、仕組みを検討する。

活動2-4：HPPの利用促進にかかる官民組織間の連絡・調整のためのプラットフォームを立ち上げ、必要な調整・連携を図る仕組みを整える。

【成果3】HPPの利用促進にかかるMOPSV/UTHの調整機能、水路・港湾の開発や管理に係る技術的能力が強化される。

活動3-1：MOPSV/UTHの具体的所掌業務（調整業務、マスタープラン策定、統計管理等）を検討し、必要となる法令案、人員体制案を作成する。

活動3-2：HPPの利用促進に係るMOPSV/UTHの短期及び中長期の行動計画を立案する。

活動3-3：HPPの利用促進にあたり、MOPSV/UTHに求められる技術的知見を蓄積する。

【成果4】HPPの利用促進のための基本方針及び戦略が関係者の合意を得て策定され、実行に移される準備が整う。

活動4-1：タメンゴ運河及びHPPの将来需要を想定する。

活動4-2：タメンゴ運河の水深及び土質等についての情報を収集、もしくは測量によって把握する。

活動4-3：タメンゴ運河の埋没・河床変動、及び周辺の自然環境・生態系について、活動4-2で得られた情報、既往のデータ、文献やインタビュー等により調査する。

活動4-4：オトキス国立公園の範囲外に位置するアギーレ港周囲から、グラベタル港周囲までの維持浚渫・清掃計画を立案する。

活動4-5：ブッシュ港開発に係る既存の開発シナリオに対し、技術的評価を行う。

活動4-6：活動4-4及び4-5に伴う環境社会配慮について検討する。

活動4-7：活動4-1～4-6を踏まえ、HPPの利用促進にかかる基本方針（案）及び戦略（案）を作成し、各省間調整／官民連携プラットフォームでの議論・フィードバックを通じて、最終化する。

活動4-8：活動4-7の基本方針及び戦略を実施に移していくために必要な関係機関の責務と行動、予算措置等について検討し、とりまとめる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ HPPに影響するような、大規模な自然災害が発生しない。

(2) 外部条件

- ・ ボリビアと貿易関係諸国の経済状況が悪化しない。
- ・ HPP関係諸国間の外交関係が悪化しない。
- ・ タメンゴ運河に関するブラジルの協力が得られる。
- ・ 政府の河川水運分野の強化に係る政策に変更が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

カンボジア向け「港湾政策・行政システム構築プロジェクト」事後評価（評価年度2015年）では、港湾管理における一元的な管轄組織のような新たな組織を設置する場合に複数のシナリオを想定しておくことの重要性が教訓として抽出されている。本事業においては新たな組織を設置することは想定されないが、省庁間連携の体制強化を図る点で類似しているため、実施にあたっては十分考慮する。

7. 評価結果

本事業は、ボリビアの開発政策、開発ニーズ並びに我が国及びJICAの協力量針に合致し、円滑な河川水運ネットワークの整備に寄与するものであり、SDGsゴール9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献するものと考えられることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6カ月以内	ベースライン調査
事業終了3年後	事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix) 、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☐ 段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階（計画フェーズ）：

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階（本格実施フェーズ）：

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

☐ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☐ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う

場合)

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：港湾の開発及び維持管理に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

①対象国及び類似地域：ボリビア及び中南米地域

②語学能力：英語（西語能力があれば望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は2026年1月から2029年2月までの間実施し、業務開始後1ヶ月を目途にワークプランを、6か月毎にモニタリングレポートを、契約履行期限末日までに事業完了報告書を提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 40.70人月

上記の人月（約40.70人月）には「本邦研修（または本邦招へい）」に関する業務人月2.40を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、この業務人月（2.40）には、事前業務も含まれます。

2）渡航回数を目途 延べ41回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務では、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定しておりませんが、成果の発現上必要と判断される場合は、プロポーザルにおいて提案してください。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- Record of Discussions for Project for Institutional Strengthening in the river transport （写）

2）公開資料

- ボリビア国 河川水運分野体制強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
[1000051436.pdf](#)
- ボリビア国 河川水運分野体制強化プロジェクト 事業事前評価表
[2024_202108704_1_s.pdf](#)

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 ※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は西語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注）Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

297,761,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ **本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記

のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（12,741,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	第三国研修 にかかる経 費		2,734,000円	報酬を除く直接経費	一般業務 費
2	本邦研修に かかる経費	「第2章 特記仕様書 案 第4条 業 務 の 内 容 (2)本邦研 修・招へい」	10,007,000円	報酬（事前業務（3号 0.40人月及び5号 1.00人月で想定、提 案は認めない）、及 び同行（現時点では 3号0.50人月、4号 0.50人月：研修内容 を踏まえ提案、見直 し可）、直接経費 2,734,000円）	報酬 国内業務 費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. （3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上